

二級・木造建築士の免許申請について

石川県指定登録機関 一般社団法人 石川県建築士会

● 二級・木造建築士の試験合格おめでとうございます。

合格された皆様は県知事の免許を受けて二級建築士と称することが出来ます。

建築士は、建築士法に基づいた国家資格であり、免許申請手続きは、適正かつ円滑に行われる必要があります。

また、申請書の様式その他は法律等で定められているものもあり、必要な事項の記入にあたっては、記入例等を参照のうえ、書き落とし、書き間違いのないよう十分注意して下さい。

以下に 免許手続きの進め方についてお知らせします。

1. 免許申請手続き

(1) 申請受付期間(出来るだけこの期間内に申請を済ませて下さい。)

令和5年12月8日(金)～令和5年12月25日(月)

午前10時～午後4時(但し、午後12時～午後1時までは昼休み)

(注意) 但し、12月29日から1月3日の間、土曜・日曜及び祝祭日は除きます。

(2) 申請受付場所

(一社)石川県建築士会

金沢市弥生2丁目1番23号 建設総合センター5階 TEL(076)244-2241

(3) 必要書類等・提出方法

【○印…建築士会で配布、またはダウンロード可, ◎印…各自で準備して下さい】

【窓口持参による申請】

建築士会窓口へ提出する場合は、本人が持参してください。提出時に本人であるか確認します。

【郵送による申請】

新規合格者手続きに限り郵送による申請も可とします。

必ず「レターパックプラス」にて送付してください。

窓口申請と異なり、合格通知および身分証明証の写しの提出が必要となりますので忘れずに添付してください。

記入漏れ・記入誤りがあった場合は本人による訂正が必要となりますので窓口に来て訂正いただくか、新たに作成し直したものを再送付していただくこととなります。申請書類に不備事項や添付書類等の不足があった場合は、不備が改善された時点で正式な受付となり免許証明書の交付に時間がかかることがありますのでご了承下さい。

■ 建築士会窓口へ持参し申請する場合

	必要書類	持参するもの
1	○二級・木造建築士免許申請書（別記様式第1号） ○実務経歴書（別記様式第1号の2） ○実務経歴証明書（別記様式第1号の3）	◎合格通知はがき（原本提示、写しを提出）
2	○二級建築士住所等の届出（別記様式第3号）または ○木造建築士住所等の届出（別記様式第3号の2）	◎本人であることが確認できる公的証明書 （原本提示、写し提出） （写真が添付された運転免許証・旅券等）
3	○建築士免許証明写真票（別記様式第7号）	
4	◎証明写真2枚（縦4.5cm、横3.5cm） 裏面に氏名、撮影年月日記入（6か月以内のものに限る）	◎印鑑（誤記入訂正箇所を押印）
5	◎住民票の写し（原本）【本籍の記載のあるもの】 （3か月以内のものに限る） 外国籍の場合は、住所地の市区町村長の発行する 「住民票の写し（国籍の記載を含む）」（原本） （3か月以内のものに限る）	
6	◎申請手数料24,400円 現金払いまたは郵便振替（別記様式第1号参照）	・住民票の写しは住所地の市区町村で用意してください。 ・外国籍の方は、住所地の市区町村長の発行する「住民票の写し（国籍の記載を含む）」（原本；3か月以内のもの）を用意してください。
7	○提出書類チェック表（記入漏れ・誤りないか確認）	

■ 郵送による申請の場合

	必要書類	添付するもの
1	○二級・木造建築士免許申請書（別記様式第1号） ○実務経歴書（別記様式第1号の2） ○実務経歴証明書（別記様式第1号の3）	◎合格通知はがき（写しを提出）
2	○二級建築士住所等の届出（別記様式第3号）または ○木造建築士住所等の届出（別記様式第3号の2）	◎本人であることが確認できる公的証明書 （写しを提出） （写真が添付された運転免許証・旅券等）
3	○建築士免許証明写真票（別記様式第7号）	
4	◎証明写真2枚（縦4.5cm、横3.5cm） 裏面に氏名、撮影年月日記入（6か月以内のものに限る）	・住民票の写しは住所地の市区町村で用意してください。 ・外国籍の方は、住所地の市区町村長の発行する「住民票の写し（国籍の記載を含む）」（原本；3か月以内のもの）を用意してください。
5	◎住民票の写し（原本）【本籍の記載のあるもの】 （3か月以内のものに限る） 外国籍の場合は、住所地の市区町村長の発行する 「住民票の写し（国籍の記載を含む）」（原本） （3か月以内のものに限る）	
6	◎申請手数料24,400円 郵便振替（別記様式第1号参照）	
7	○提出書類チェック表（記入漏れ・誤りないか確認）	

■ 手数料の振込先（振込手数料は申請者負担となります。）

金融機関	口座名・口座番号	名義
ゆうちょ銀行からのお振込み	ゆうちょ銀行 00720-0-53280	(社) 石川県建築士会 ※注意
ゆうちょ銀行以外からのお振込み	ゆうちょ銀行 ○七九店 (ゼロナナキュウテン) 当座 0053280	

振込の場合、払込書の写しを取り、原本を申請書裏面に貼付してください。

※注意 名義は「(社) 石川県建築士会」としてください。「(一社)」での振込は出来ません。

2. 免許証の交付について

申請後おおよそ3ヶ月後を予定

※初回交付は令和6年2月26日(月)石川県庁にて行われる交付式で行います。

これに間に合うよう、令和5年12月25日(月)までに申請を終えられることをおすすめします。

(申請窓口にて出席受付を行いますので、期日までに欠の返信をお願いします。)

※交付式に出席できない方、ならびにこれを過ぎて申請した方については交付案内のハガキにてお知らせ、事務局窓口での交付となります。

- 免許登録及び登録後、登録内容に変更が生じた際の注意事項をお知らせします。

1. 免許の登録〔建築士法第4条第3項、第4項、第5条第1項〕

二級建築士または木造建築士になるには、それぞれ二級または木造建築士試験に合格し、学歴ごとの実務経験年数を経過して、都道府県知事の免許を受けなければならない。二級建築士または木造建築士の免許はそれぞれ二級建築士名簿または木造建築士名簿に登録することによって免許の交付が行われます。

登録がなされていないと試験に合格しても二級・木造建築士ではないため、建築物の設計・工事監理を行うこと、二級または木造建築士事務所の管理建築士となること、及び二級または木造建築士の名称を用いることができません。〔建築士法第3条の2、第24条〕

また、二級・木造建築士以外の者がこれらを行うと罰則として1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。〔建築士法第38条〕

2. 絶対的欠格事由〔建築士法第7条〕

次のいずれかに該当する者は、二級または木造建築士の免許が受けられません。

1. 未成年者
2. 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
3. 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
4. 第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者。
5. 第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に第9条第1項第一号の規定によりその免許が取り消され、まだその期間が経過しない者。

3. 相対的欠格事由〔建築士法第8条〕

次のいずれかに該当する者は、二級または木造建築士の免許が受けられない場合があります。

1. 禁固以上の刑に処せられた者〔建築士法第7条第2号に該当する者を除く〕
2. 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者〔建築士法第7条第3号に該当する者を除く。〕
3. 精神の機能の障害により、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

4. 手続の種類

免許申請及びその後登録内容に変更が生じた際に使用する届出書類についてお知らせします。

(いずれも石川県建築士会のホームページに掲載)

- I. 免許申請(新規登録)
- II. 登録事項変更届・書換え交付申請(携帯型免許証明書への変更含む)
〔建築士法施行規則第4条〕
- III. 再交付申請〔建築士法施行第5条〕
- IV. 住所等の届出〔建築士法第5条の2、建築士法施行規則第8条〕
- V. 免許取消申請〔建築士法施行規則第6条2項〕
- VI. 死亡届〔建築士法第8条の2第1号〕
- VII. 失踪宣告届〔建築士法施行規則第6条第3項〕
- VIII. 建築士法第8条の2第2号の届出(刑罰に関する届出)
〔建築士法施行規則第6条第4項〕